

## 本校への転入（転校）の手続きについて

引越し等により、転入・転出（転校）の必要が生じたときは、以下のような手続きになりますので、参考にしてください。

（１）まず、現在所属する学校（学級担任）に御連絡ください。

わかる範囲で結構ですので、以下のことを伝えてください。

- ①転居の予定日
- ②転居先の住所
- ③転校先の中学校名（南島原市立口之津中学校）

（２）転出についての流れ

- ①住所がある市役所の市民窓口、各支所地域総務課または各出張所窓口で転出の手続きを行ってください。市内移動の場合は、転居の手続きを行ってください。
- ②現在所属している学校から以下の書類が渡されますので、転出先の学校（口之津中学校）に提出してください。  
「在学証明書」 「教科書給与証明書」

（３）転入についての流れ

- ①南島原市役所で住民異動の手続きをしてください。ここで、「就学通知書（転入学通知書）」を受け取ります。
- ②所属していた学校から受け取った書類「在学証明書」「教科書給与証明書」と市役所で受け取った「就学通知書（転入学通知書）」を転入する学校（口之津中学校）に提出してください。
- ③その後は、転入先の学校（口之津中学校）の指示に従ってください。

なお、教科書は、現在所属している学校と同じ教科書を使用している場合は、そのままその教科書を使用しますので、お子さんに持たせてください。